

九年二月十二日郷社に列す、境内千四百八坪(官有地第一種)社殿は本殿、拜殿等を備ふ。

例 祭 日 夏季二月八日 神饌幣帛料供進 明治四十年一月二十八日
 秋季十月十二日 告示第十六號
 會計法適用 明治四十一年十月十六日 氏子戸數 三百五十戸
 告示第四百九十三號 崇敬者員數

○大阪府攝津國東成郡住吉村大字住吉

郷社 生根神社

祭神 少彦名命

創祀年月定かならずと雖も、舊住吉神社の境内に在りて其攝社たりしが、明治の初年今の地に遷して郷社に列す、境内五百三十三坪(官有地第一種)社殿は本殿、拜殿を備ふ、住吉はもと須美乃江と呼べりしが、倭名抄に字によりて須美與志と訓したるより、多く之にならひて須美與志と訓するに至れり、もと住吉郡といひしを、明治二十九年廢して東成郡に併す。

〔住吉の里ゆきしかば春花のいやめづらしき君にあへるかも〕(萬葉集)

境内神社 菅原神社

例 祭 日 十月九日

神饌幣帛料供進 明治四十年一月二十八日
告示第十六號

會計法適用 明治四十一年十月十六日
告示第四百九十三號

氏子戸數 一千百六十八戸
崇敬者員數

○大阪府攝津國三島郡福井村大字福井

郷社 新屋坐天照御魂神社

祭神 天照皇大神 彦火明命 火瓊杵命

祭神異説あり、神社數録には天照御魂神、天照神、伴酒看神とし、神祇志料には天照國照彦火明命、伴馬立天照神、伴酒看神とせり、創祀は社傳によれば崇神天皇の七年九月大御神降臨し給ひしを、勅して伊香色男命をして福井上に祭らしめ給ひしに起るといふ、後神功皇后三韓征伐の時、新屋川原に於て身軀をなし、當社を祀り給ひ、御凱陣の後大御神の幸御魂荒御魂を西の川上と東の川下に祭らせ給ふ、平城天皇大同元年神封一戸を充奉り(新抄格勅符)仁明天皇嘉祥二年十二月甲午伴馬立天照神、伴酒看神に從五位下を授け奉り(續日本後紀)清和天皇貞觀元年正月二十七日天照御魂神に從四位下を授け、同年五月二十六日天照神並に伴酒看神に正五位下を授け奉り、奉幣して雨風を祈り(三代實錄)醍醐天皇延喜の制三座並に名神大社に列り、祈年、月次、新嘗の案上官幣、及祈雨の幣帛に預り、就中天照御魂神は相嘗祭に預る(延喜式)朱雀天皇天慶二年正月六日、天下の諸神位一階を進め給ふや、天照御魂神を正四位上に敘せらるといへど其所據を知らず(社記)一條天皇正曆五年四月疫病火災によりて、中臣氏の人をして幣帛を奉らしむ(本朝世記、日本紀畧參取)後